

(令和3年4月1日(木)版)

県立青少年教育施設における基本感染防止対策

1. 所が実施すること

- (1)パブリックスペース、各研修室及び職員の事務スペース等は、定期的に換気する。
- (2)職員の衛生対策を実施する。
 - ① マスクを着用し、手洗いとうがいを励行する。
 - ② 就業前に検温等健康チェックを実施する。
 - ③ 発熱・咳及びその他の風邪の症状が見られる職員を自宅待機させる。
- (3)衛生対策として、ドアノブ、手すり、水栓及びスイッチ類等は職員が消毒する。
- (4)各施設の使い方等を見直し、3密を避けられるようにする。
 - ① 宿泊室及び研修室等は、利用団体の人数に応じた広さを確保しつつ、できる限り定員より少ない人数で利用できるよう配慮する。
 - ② 食堂は、大皿での食事の提供をとりやめ、席の間隔をとる、仕切りを設ける等の飛沫感染防止対策を行う。
 - ③ 浴室・脱衣所等は、一度に入室できる人数を制限する。
- (5)活動プログラムの内容や定員を見直して、3密を避けるようにする。
- (6)施設の利用者を把握して、施設内への立ち入りを制限するよう努める。
 - ① 利用団体ごとに全ての利用予定者の氏名と利用の仕方(宿泊・日帰り)を記入した名簿を、入所時に提出していただき、利用者の把握を徹底する。
 - ② 事前打ち合わせ、施設見学及び取引先関係者等の氏名・所属及び連絡先を確認し、来所記録を作成する。
 - ③ 上記①②項目により把握した方以外の施設への立ち入りを制限する。
- (7)利用団体に健康チェックの実施を依頼する。
 - ① 施設利用者には、入所する1週間前から退所まで、毎日の各自の健康状態の確認を依頼し、利用者の健康状態を把握する。
 - ② 発熱・咳及びその他の風邪の症状がみられる方には、入所をお断りしたり、退所いただく等の対応を行う。